「検討内容の中間集約について」庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料

1 人材育成の視点

	現状における課題・問題点	取組みの方向性	審議会における改善策等
(1) 不正行為防止等に関する制度内容の 員への浸透度		してしまっていることが懸念されるため、業務において取り扱う情報の 内容に応じるなどポイントを絞って浸透させていく必要がある。	
(2) 担当職員の相談体制		「社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル」について具体的 に周知するとともに、公共工事の入札及び契約に関わる部署における事 業者からの接触に対する対応方法や相談体制の明文化など、業務に適合 した対応マニュアルの整備と周知が必要である。	
(3) 職員倫理研修の対象者	職員倫理に関する研修については、入職時と昇任・昇格時に実施しているが、長期間昇任・昇格していない職員にあっては、長期にわたり、倫理研修を受講する機会がない状況となっている。	・当該補職に就いて5年目、10年目等、在職年数による研修の実施など、 すべての職員が倫理研修を定期的に受講できる仕組みが必要である。	
(4) 職員の意識醸成		職員一人ひとりが今回の事象を他人事と考えるのではなく、自らも当事 者となりうるということを意識することが大切であり、日常での継続的 な取組みやワークショップ形式の参加型研修の実施など、不正行為の未 然防止についての当事者意識の醸成に向けた取組みが必要である。	・研修でヒヤリハットの議論の実施。
(5) 適切な人員配置		不祥事の未然防止に向けては、定期的な人事異動のみならず、担当換え 等も行い、事業者との過度な接触を絶つことができる取組みのほか、倫理観の醸成など人材育成の取組みも重要である。また、公共工事の入札 及び契約に関わる業務については、担当職員の孤立を防ぐ観点からも、 事業者との接触も含めて複数の担当者で対応することが望ましいと考え る。	
(6) 不正行為の兆しを見逃さない組織風土	不正行為に対する危機意識が希薄で、ごく身近で生じている不正の兆しを見逃している可能性がある。	公務における不祥事や不正行為は、全職員が全ての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有することが大切であり、特に上司である管理監督職員が中心となって、不正行為の兆しを見逃さない組織風土を醸成していく必要がある。	かかわらず、事象が発生していることを受け、おかし

2 機密情報管理の視点

現状における課題・問題点	取組みの方向性	改善策等
(1) 機密情報として取り扱う文書及び情報 違算防止のためにも、一定の共有は必要であるが、無制限に同じ部署の を共有すべき範囲 職員が知り得る状況は好ましくない。	工事設計金額が概ね確定するときから契約を締結するまでの間の文書及 び情報につき、当該文書及び情報を共有した職員が、後日においても容 易に特定できるよう、情報取扱者の一覧を保管しておくことが必要であ る。	組
設計積算システムや財務会計システムについては、同じ部署の職員が誰 でも見ることができる状態である。	明確にすることが必要であることから、施錠可能な保管庫が不足している 部署につき、施錠可能な保管庫を必要な数だけ確保することが必要で	・機密情報はできるだけ限定する(公表後に作成する などしてなくせるものはできるだけなくす。紙とデー タがあるものはどちらかに減らす。見ることができる 人も減らす。見ることができる人は明確に決めてお

3 入札制度改革の視点

3 人札制度改革の視点			
	現状における課題・問題点	取組みの方向性	改善策等
(1) 入札及び契約に関する事務手続きの直し	いは、より限定的・局所的としている。また、契約課においても、入札・契約に関する資料については、施錠できるロッカーに保管する等、厳重な管理を行っている。一方、事務手続きに係るミスを防止するため、担当グループ職員によるチェック体制強化や工事担当課と契約課との契約締結依頼手続きにおける関係書類を庁内組織メールで送付を行う等、一部の職員に限定されているものの、複数職員が閲覧できる状態にもある。	札及び契約に関する事務手続きにおいて、工事担当課及び契約課内での 発注情報や価格情報については、限定的・局所的及び厳重な取り扱いと しているところであるが、一部の手続きの中で複数職員が閲覧できる状態であることから、以下の点について、さらに強化することが必要であ る。 ・庁内組織メールにて送付している契約締結依頼様式に価格情報が記載	2.A2. \
(3) 予定価格等の公表時期の見直し	公共工事の予定価格や最低制限価格等(以下、「予定価格等」という。)の公表時期については、これまで事前公表であったものを、平成22年度以降、段階的に事後公表に切り替え、平成28年度には予定価格等についてはすべて事後公表とし、適正な競争の確保や不良・不適格業者(積算能力を欠く者など)の排除に取り組んできたところである。しかし、一方で事後公表による弊害として、予定価格等の情報を探る、漏らすといった不正行為に至る恐れがある。		
(4) 最低制限価格等の算定方法の見直し	自治体が採用している、中央公共契約制度運用連絡協議会(中央公契連)が定める最新のモデルに準じ、設計額の内訳の項目に「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」に示された一定の率を、それぞれの項目に乗じて算定している。また、同要綱については契約課ホームページで公表を行っている。 従って、設計価格を知り得ることにより、予定価格、最低制限価格が安	価格情報を探るという不正行為を防止するためには、ランダム係数を乗じる方法(最低制限価格に無作為のランダム係数を乗じ、算定する。)や価格変動型(入札金額の平均額に一定の割合を乗じ、算定する等)を導入することにより、入札当日まで最低制限価格等が誰にもわからないため、事業者が価格情報等を探ろうとする不正な働きかけや価格漏洩などの不正を未然に防止することが可能となる等、一定の効果があると認められることから、その導入について、検討する必要がある。また、これらの他に、最低制限価格等が固定値であっても、落札決定がその価格に依らない総合評価方式の導入や低入札価格制度の拡大等を含めた検討が必要である。	

「検討内容の中間集約について」庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料

5) 入札監視員の職務等	する法律」に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図	く制度の問題等の議論。)
分類検討項目		・防止対策として、調査権限のある部門が調査をし
		て、事案を明らかにする必要がある。事前に情報が入った場合及び、不正が起こった場合に調査する部署を設置し権限と責任を持たせるべき。 ・内部監査をする部署の機能強化を図るべき。 ・過去に契約関係にあった業者からの通報を受け付ける制度がないため、外部通報窓口制度も検討していく必要がある。 ・改善策に対して年1回でも検証する仕組みの設定。
その他の検討事項(入札制度等)		・総合評価制度の検討。 ・入札制度の検討(価格変動型については、平均値を取るので積算が反映されず、きちんと積算算が取れないと外書がある。個人人人工のを表して、適正に履行することができるがいる。という事害がある。個人人工のできるができるに履行することができるにできるができるになり、個人人工のでは、基準価格を下がいるというということになり、最近に定め、低人人人の課題がある。)・落とといったそれの課題がある。)・落とは、一般競争人札のというといったそれが表達を明確に定め、低入人人の表さらといったとれの課題がある。)・本とは、一般競争人人の課題がある。)・をとす場合の基準を明確に定め、低入人人人人の課題がある。)・をとす場合の基準を明確に定め、低入人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人

※中間報告書から一部加筆した部分につきましては、ゴシック体で下線を引かせていただいております。 ※3-(2)については、「2機密情報管理の視点 (1)機密情報として取り扱う文書及び情報を共有すべき範囲」と内容が重複しているため削除しています。